

令和3年度

越谷市労働報酬等審議会第2回会議

日 時 令和3年11月25日(木) 午後2:00～

場 所 中央市民会館5階 特別会議室

次 第

○審議会第2回会議

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

手元・見習い等に係る労働報酬下限額について

3 その他

4 閉会

令和 3 年度越谷市労働報酬等審議会第 2 回会議資料

【協議事項】

- ①見習い・手元等に係る労働報酬下限額について

見習い・手元等に係る労働報酬下限額について

1. 審議経過

(1) 下限額設定までの経緯

職人の手伝いや補助的な業務に従事している労働者等（見習い・手元）の労働報酬下限額を特例的に定めることについては、平成28年度第3回労働報酬等審議会において、「職種によっては、見習い・手元労働者が熟練労働者になるまでに相当な期間を要する」という意見や、「10年目と1年目の労働者の賃金が同額であることはトラブルの元になる」という意見がありました。

また、通常の下限額を適用することは、過大な賃金水準となるおそれがあること、及び年金受給のために労働時間数や時給等を調整している労働者に下限額を適用することは、労働者にとって不利益となるおそれがあること、設計労務単価の基礎となる国土交通省が実施する労務費調査においても見習い等は調査の対象外とされていること等を踏まえ、条例制定以降、特例として下限額を定めるものとししました。

(2) 下限額の設定方法

設計労務単価にある職種を基準とし、当該年度の労働報酬下限額に一定の割合を掛けて下限額を積算します。

※令和3年度まで、見習い・手元等の下限額は、軽作業員の労働報酬下限額を基準とし、当該下限額の80%に設定しています。

令和3年度見習い・手元等の下限額

1,688円（令和3年度軽作業員下限額）×80%≒ **1,350円**

(3) 見習い・手元等の下限額推移

H29	H30	R1	R2	R3
1,224円	1,260円	1,314円	1,342円	1,350円

(4) 下限額に対する意見

令和2年度第2回労働報酬等審議会において、見習い・手元等として従事する労働者等又は年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額を設定する際に、下記の通り意見がありました。

【〇〇委員】

- ・建設工事に係る労働者不足が懸念されている為、まずは見習い・手元等としての従事者に限り報酬下限額を高めを設定する事を考慮してもらいたい。

【〇〇委員】

- ・昨年度の第3回労働報酬等審議会では、委員から「年金受給できない」「基準額に満たない」労働者も多くいて、そもそも年金受給している労働者の労働報酬下限額を区分することが妥当なのか検討を要するとの趣旨の意見が出されていました。同時に「見習い」労働者についても「育てる」という観点から「引き上げ」も検討した方がよいとの意見も出されています。私も同じ意見です。年金受給している労働者も通常の労働者と全く変わらない能

力・働き方であることが多く、そこに区別をつけることに合理的理由はないのではと思います。また、「見習い労働者」についても建設業の新規入職者の確保が喫緊の課題であるところから、業界あるいは国も対策に乗り出していることから、引き上げを検討すべきと考えます。基準として軽作業員の設計労務単価を使用することが妥当なのか、80%が妥当なのかもう一度検討を要する課題だと思います。

2. 他市の状況

○下限額設定状況

令和3年度における越谷市の見習い・手元等の下限額については、見習い・手元等及び年金等の受給者の下限額に特例を設けている18自治体のうち、軽作業員の設計労務単価に対して**1番高い比率**で下限額を設定しています。

<令和3年度の下限額設定状況>

自治体名	令和3年度		令和3年度軽作業員設計労務単価に対する各下限額比率				
	見習い・手元等 (A)	年金等の受給者 (B)	軽作業員 設計労務単価 (C)	見習い・手元等 (A)/(C)	比率順 (全18自治体)	年金受給者 (B)/(C)	比率順 (全14自治体)
越谷市	1,350	1,350	1,875	72.0%	1	72.0%	1
千葉県野田市	—	—	1,863	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	1,900	—	—	—	—
東京都多摩市	1,075	1,075	1,950	55.1%	14	55.1%	10
神奈川県相模原市	1,059	1,059	1,900	55.7%	12	55.7%	8
東京都国分寺市	—	—	1,950	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,122	1,122	1,950	57.5%	8	57.5%	7
神奈川県厚木市	1,045	1,045	1,900	55.0%	15	55.0%	11
福岡県直方市	—	—	1,713	—	—	—	—
東京都足立区	1,335	—	1,950	68.5%	6	—	—
兵庫県三木市	940	—	1,650	57.0%	9	—	—
東京都千代田区	—	—	1,950	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	1,875	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
高知県高知市	902	902	1,800	50.1%	17	50.1%	13
千葉県我孫子市	1,036	1,036	1,863	55.6%	13	55.6%	9
兵庫県加西市	920	—	1,650	55.8%	10	—	—
兵庫県加東市	920	—	1,650	55.8%	10	—	—
愛知県豊橋市	1,059	1,059	1,975	53.6%	16	53.6%	12
東京都目黒区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
東京都日野市	—	—	1,950	—	—	—	—
愛知県豊川市	937	937	1,975	47.4%	18	47.4%	14
東京都新宿区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2
東京都杉並区	1,250	1,250	1,950	64.1%	7	64.1%	6
東京都江戸川区	1,365	1,365	1,950	70.0%	2	70.0%	2

○上記下限額の積算方法

- ・業務委託下限額と同額 ・・相模原市、渋谷区、厚木市、三木市、加西市、加東市、豊川市
- ・市場の賃金実態等を総合的に勘案 ・・多摩市
- ・日給1万円になるように設定 ・・杉並区
- ・軽作業員の設計労務単価の70%の額 ・・世田谷区、目黒区、新宿区、江戸川区
- ・軽作業員の労働報酬下限額の67%の額 ・・豊橋市
- ・軽作業員の労働報酬下限額の70%の額 ・・我孫子市
- ・軽作業員の労働報酬下限額の77%の額 ・・足立区
- ・軽作業員の労働報酬下限額の80%の額 ・・越谷市

<他市の下限額積算方法をあてはめた場合の越谷市の下限額>

他市の下限額積算方法	越谷市で計算すると	
・業務委託下限額と同額 (1,009円)	1,009	相模原市、渋谷区、厚木市 三木市、加西市、加東市 豊川市
・日給1万円になるように設定	1,250	杉並区
・軽作業員の設計労務単価の70%の額 (1,875円)	1,313	世田谷区、目黒区、新宿区、 江戸川区
・軽作業員の労働報酬下限額の67%の額 (1,688円)	1,131	豊橋市
・軽作業員の労働報酬下限額の70%の額 (1,688円)	1,182	我孫子市
・軽作業員の労働報酬下限額の77%の額 (1,688円)	1,300	足立区
・軽作業員の労働報酬下限額の80%の額 (1,688円)	1,350	越谷市

※軽作業員設計労務単価（埼玉県：令和3年度）：1,875円

軽作業員労働報酬下限額（越谷市：令和3年度）：1,688円

<過去の下限額設定状況>

自治体名	令和2年度		平成31年度		平成30年度		平成29年度	
	見習い・手元等	年金等の受給者	見習い・手元等	年金等の受給者	見習い・手元等	年金等の受給者	見習い・手元等	年金等の受給者
越谷市	1342	1342	1314	1314	1,260	1,260	1,224	1,224
千葉県野田市	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県川崎市	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都多摩市	1,075	1,075	1,045	1,045	1,000	1,000	1,000	1,000
神奈川県相模原市	1,059	1,059	1,029	1,029	1,000	1,000	962	962
東京都国分寺市	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都渋谷区	1,118	1,118	1,019	1,019	993	993	958	958
神奈川県厚木市	1,045	1,045	1,016	1,016	988	988	954	954
福岡県直方市	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都足立区	1,309	—	1,257	—	1,191	—	1,119	—
兵庫県三木市	940	—	910	—	890	—	870	—
東京都千代田区	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県草加市	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都世田谷区	1,348	1,348	1,322	1,322	1,268	1,268	1,020	1,020
高知県高知市	900	900	868	868	—	—	—	—
千葉県我孫子市	1,015	1,015	973	973	945	945	952	952
兵庫県加西市	920	—	890	—	875	—	870	—
兵庫県加東市	920	—	890	—	880	—	860	—
愛知県豊橋市	1,039	1,039	974	974	913	913	883	883
東京都目黒区	1,348	1,348	1,322	1,322	1,270	1,270	—	—
東京都日野市	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県豊川市	937	937	910	910	—	—	—	—
東京都新宿区	1,348	1,348	—	—	—	—	—	—
東京都杉並区	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都江戸川区	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 履行状況報告書における設定状況

○履行状況報告書が提出された全案件のうち、見習い・手元等の最低支払賃金額をまとめた一覧

年度	見習い・手元		年金受給者		下限額
H29	1件	1,250円	1件	1,231円	1,224円
H30	1件	2,250円	1件	1,285円	1,260円
R01	0件		1件	1,450円	1,314円
R02	1件	1,937円	1件	1,418円	1,342円

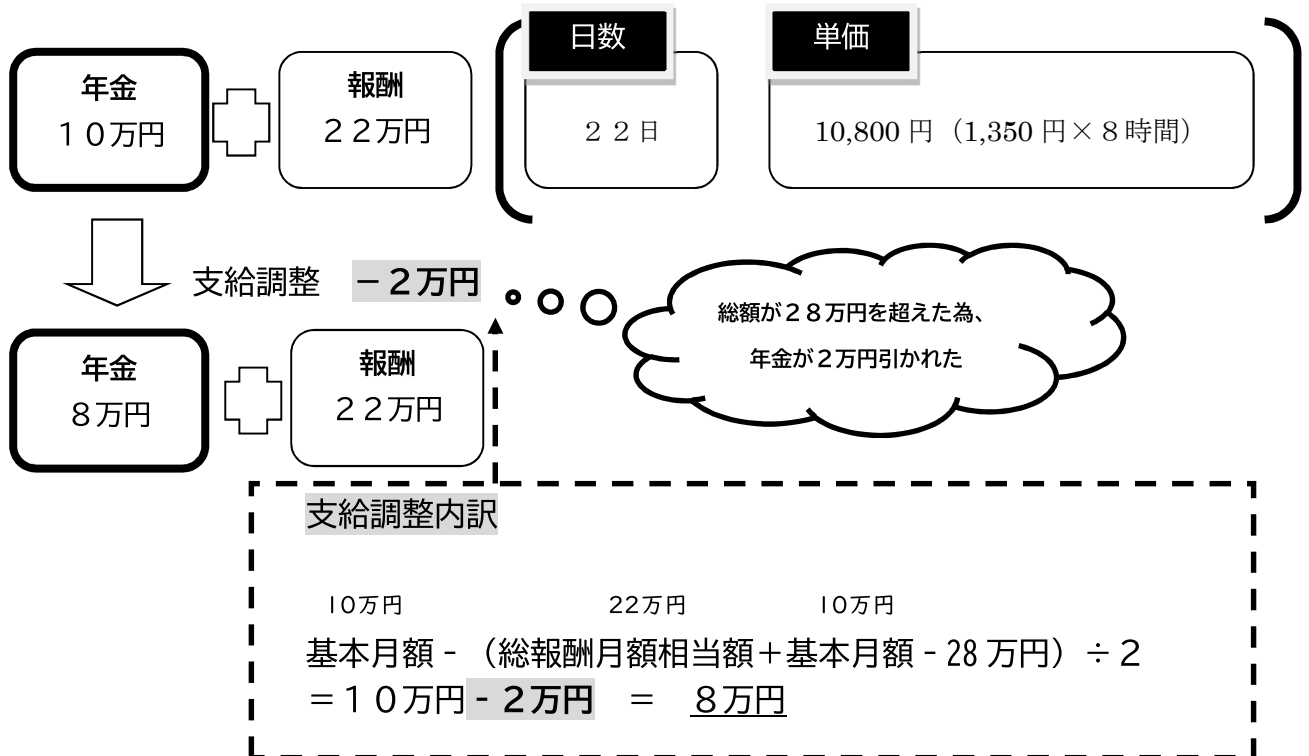
4. 年金等の受給のために労働の対価を調整している労働者について

(1) 在職老齢年金の支給調整基準について

働きながら年金を受け取る時は、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。

60～65歳まで（支給調整基準額：**28万円**）

計算例)
 年金 10万円 給与約 22万円 (10,800円*22日) = 32万円 \Rightarrow **-2万円の調整**
 30万円 (年金 10→8万円)



65歳以上（支給調整基準額：**47万円**）

計算例)
 年金 10万円 給与約 22万円 (10,800円*22日) = 32万円 \Rightarrow **全額支給**